平成30年度

高梁市財政健全化及び 経営健全化審査意見書

高梁市監査委員



高 市 監 第 7 9 号 令和元年(2019)8月26日

高梁市長 近藤隆則 様

高梁市監査委員 梅野 誠高梁市監査委員 倉野嗣雄

平成30年度高梁市財政健全化及び経営健全化の審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の 規定により審査に付された、平成30年度高梁市健全化判断比率等に関する書類を審 査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

平成30年度高粱市財政健全化審査意見

第1	審査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•		1
第2	審査の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	1
第3	審査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	2
第4	審査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	2
1	総合意見		•	•	2
2	個別意見及び審査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	2
	(1) 実質赤字比率について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	2
	(2) 連結実質赤字比率について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	3
	(3) 実質公債費比率について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	4
	(4) 将来負担比率について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	6
平成 3	0年度高梁市経営健全化審査意見				
第1	審査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•		8
第2	審査の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	8
第3	審査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•		8
第4	審査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•		8
1	総合意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	8
2	個別意見及び審査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	8
	(1) 資金不足比率について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	8
	(注)				
	① 文中のポイントとは、パーセント間の単純差引数値である。				
	② 比率・割合は、原則として小数点第2位を四捨五入した。こ数が一致しない場合がある。	<u>'</u> の	た	:め計	
	③ 各表中比較増減の減は、△印で表示した。				

平成30年度高梁市財政健全化審査意見

第1 審査の対象

平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算に係る地方公共団体 の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)第3条で定める実質赤字比率、連 結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びに その算定の基礎となる事項を記載した書類

(財政健全化法) 区 分 対 象 会 計 等 実質赤字|連結実質|実質公債|将来負担|資金不足 率赤字比率費比率比 般 会 計 숲 般 ~ き 地 診 療 所 特 別 会 計 般 養護老人ホーム特別会計 会 計 住宅新築資金等貸付事業特別会計 畑地かんがい事業特別会計 特別会計 地 国民健康保険特別会計 方 後期高齢者医療特別会計 公 共 介護保険特別会計 寸 公 体 特別養護老人ホーム特別会計 営 事 水道事業特別会計 業 5 適 国民健康保険成羽病院事業会計 公 用 営 簡易水道事業特別会計 法 企 非 業 下水道事業特別会計 適 会 用 地域開発事業特別会計 計 高 梁 地 域 事 務 組 合 岡山県市町村総合事務組合 一部事務組合 岡山県後期高齢者医療広域連合 ・広域連合 岡山県市町村税整理組合 岡山県広域水道企業団 高梁市土地開発公社 地方公社· 第三セクター等 (公財)成羽町美術振興財団

健全化判断比率等の対象となる会計等

第2 審査の期間

令和元年8月9日から令和元年8月26日まで

第3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に 作成され、各比率が適正に算定されているかどうかについて、算定の基礎となる事項を記載した 書類と決算書類及び証書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して確認した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に 算定されていた。

また、健全化判断比率は次のとおりであり、いずれも早期健全化基準を超えていない。

(単位:%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	_	_	_	12.89	20.00
(2) 連結実質赤字比率	_	_	_	17.89	30.00
(3) 実質公債費比率	11.3	11.7	12. 3	25. 0	35. 0
(4) 将来負担比率	89. 4	88. 3	94. 3	350. 0	

- (注) 1 (1) 実質赤字比率はマイナスとなるため、便宜上「一」で記載している。以下、その他の指標も同様の扱いとする。
 - 2 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政健全化に関する法律施行令により定められている。この基準を超えた場合には、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

平成30年度審査において、健全化判断比率の4比率については、早期健全化基準をいずれも下回った。しかし、これらの数値は、人口変動や国策などによる標準財政規模等の数値の増減の影響を受ける。財政状況を考える際には、長期的な視点から本市の実質的な負担状況の変化等に十分留意して検証する必要がある。

本市を取り巻く財政環境は、普通交付税の特例措置が終了し、段階的な縮減が始まっているなか、7月豪雨災害の復旧のため財政調整基金が枯渇目前と迫るなど、大変厳しい状況である。一日も早い復旧・復興を成し遂げなければならないが、長期的に財政の健全性が確保できるよう、引き続き行財政改革の取り組みに努められることを要望する。

2 個別意見及び審査の概要

- (1) 実質赤字比率について(一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率)
 - 一般会計等の対象は、一般会計及び一般会計等に属する特別会計のへき地診療所特別会計、養護老人ホーム特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、畑地かんがい事業特別会計が該当する。

平成30年度の実質赤字は、発生していなかったことから、比率は「-」となる。

 <td rowspan="2" color="1" c

実質赤字比率の 早期健全化基準 = [(標準財政規模 (13,655,007千円) +100億円) ÷ (30×標準財政規模 (13,655,007千円)) ×100+20]÷2

※標準財政規模が50億円以上200億円未満の市区町村

上記から、実質赤字比率の早期健全化基準は、12.89%となる。

第1表 一般会計等の実質収支額

(単位:千円・%)

	区分			平成28年度	平成29年度	平成30年度	対前年度比較			
区分			平成20年度 平成29年度		平成30平度	増減額	増減率			
歳	入	総	額	26, 377, 733	24, 418, 473	28, 962, 773	4, 544, 300	18.6		
歳	出	総	額	25, 630, 563	23, 789, 885	27, 520, 805	3, 730, 920	15. 7		
歳	入 歳	出 差	引額	747, 170	628, 588	1, 441, 968	813, 380	129. 4		
翌年	F度に繰	り越す 源	べき財	150, 492	217, 410	718, 396	500, 986	230. 4		
— 角	股会計等	等実質	収支額	596, 678	411, 178	723, 572	312, 394	76.0		

※ 標準財政規模について

標準財政規模は、通常収入される経常一般財源のことで、市税等の標準税収入額等 4,691,764千円、普通交付税 8,372,202千円、臨時財政対策債発行可能額 591,041千円の 合計13,655,007千円となっている。(参照:第2表 標準財政規模の内訳)

健全化判断比率は、標準財政規模(分母)に対する比率であるため、標準財政規模の増加は数値を良好に、減少は不良な方向へ導く要因となる。

第2表 標準財政規模の内訳

(単位:千円・%)

	区分			平成28年度	平成29年度	平成30年度	対前年度比較			
			刀	平5人28年		平成20平度	平成29平度	平成30平度	増減額	増減率
標	準	財	政	規	模	14, 118, 243	13, 759, 610	13, 655, 007	△ 104, 603	△ 0.8
	標	準 税	収	入 額	等	4, 753, 276	4, 645, 216	4, 691, 764	46, 548	1.0
	普	通	交	付	税	8, 782, 123	8, 516, 842	8, 372, 202	△ 144, 640	△ 1.7
	臨日	导財政対	寸策 f 額	責発行同	可能	582, 844	597, 552	591, 041	△ 6,511	△ 1.1

(2) 連結実質赤字比率について

(全会計を対象とした実質赤字額(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率)

平成30年度の連結実質赤字は、発生していなかったことから、比率は「一」となる。

連結実質赤字比率		連結実質赤字額 [第3表中 -2,995,297千円(黒字の場合は負の値)]	×1000/
建 柏夫貝亦于	_	標準財政規模(13,655,007千円)	×100%

連結実質赤字比率は、実質赤字比率の早期健全化基準12.89%に5%を加えた

17.89%が早期健全化基準となる。

第3表 実質収支額及び資金剰余(不足)額

(単位:千円・%)

					実質収支額	(資金不足・乗	削余額)	
	会計名		対象会計等	平成28年度	平成29年度	平成30年度	対前年度	比較
				十,风20千度	十八八八十八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	十成30千及	増減額	増減率
一般	会 計		一般会計	666, 390	479, 603	791, 334	311, 731	65. 0
		一般会	へき地診療所特別会計	0	0	0	0	
			養護老人ホーム特別会計	1, 500	0	2, 322	2, 322	皆増
		計	軽費老人ホーム特別会計	_				_
		等	住宅新築資金等貸付事業 特別会計 畑地かんがい事業	△ 73,034	△ 72, 184	△ 70, 753	1, 431	2.0
特別	会 計		特別 別会 畑地かんがい事業 特別 会計	1,822	3, 759	669	△ 3,090	△ 82.2
			国民健康保険特別会計	132, 173	180, 020	81, 295	△ 98, 725	△ 54.8
			後期高齢者医療特別会計	885	2, 266	1, 546	△ 720	△ 31.8
			介護保険特別会計	45, 653	44, 138	44, 947	809	1.8
		公営事業会	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 特 別 会 計	0	0	0	0	
うち	法適	事業	水道事業特別会計	716, 445	727, 501	724, 217	△ 3, 284	△ 0.5
		会計	国民健康保険成羽病院事 業 会 計	1, 413, 898	1, 397, 294	1, 390, 222	△ 7,072	△ 0.5
公営企	法		簡易水道事業特別会計	0	0	0	0	
業会	: 非		下水道事業特別会計	2, 914	0	0	0	_
計			地域開発事業特別会計	23, 838	21, 400	29, 498	8, 098	37.8
			計	2, 932, 484	2, 783, 797	2, 995, 297	211, 500	7.6

(3) 実質公債費比率について

(一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業会計・一部事務組合等が負担する元利償還金 (準元利償還金) の標準財政規模に対する比率)

平成30年度の実質公債費比率は、12.3%となっており、前年度と比べ0.6ポイント上昇している。なお、早期健全化基準は25.0%であり、これを下回っている。

[地方債の元利償還金(3,663,935千円) + 準元利償還金(906,314千円)]-[特定財源(194,986千円) +元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算実質公債費比率 _ 入額(3,048,680千円)]

実質公債費比率 (3ヵ年平均)

標準財政規模(13,655,007千円) -元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(3,048,680千円)

市町村における実質公債費比率は、固定値で25.0%が早期健全化基準である。

第4表 実質公債費比率の推移表

(単位:%)

- ×100%

			区		分			平成28年度	平成29年度	平成30年度	対前年 度比較 増減
実	質 公 債 費 比	比	率	3ヵ年平均	11. 3	11. 7	12. 3	0.6			
天	貝	公	債	其	儿	41	単年度	12. 1	12. 4	12. 5	0.1

第5表 地方債の元利償還金(繰上償還額を除く)・準元利償還金

(単位:千円・%)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	対前年度比較		
区分		十成29十及	平成30平及	増減額	増減率	
地方債の元利償還金(繰上償還額を除く)	3, 517, 411	3, 639, 975	3, 663, 935	23, 960	0.7	
準 元 利 償 還 金	1, 021, 854	943, 398	906, 314	△ 37, 084	△ 3.9	
満期 一括償還地方債の 1 年当たり元金償還金	0	0	0	0	_	
公営企業に係る地方債償還金	933, 218	898, 601	869, 198	△ 29, 403	△ 3.3	
一部事務組合に係る地方債償還金	31, 095	31, 095	21, 076	△ 10,019	△ 32.2	
公債費に準じる債務負担行為	56, 374	13, 338	14, 408	1, 070	8.0	
一 時 借 入 金 の 利 子	1, 167	364	1,632	1, 268	348. 4	

第6表 特定財源

(単位:千円・%)

		公 亚成28-		平成28年度	平成29年度	平成30年度	対前年度比較	
<u> X</u>	カ	平成40平度	平成29年度	平成30平及	増減額	増減率		
特	定	財	源	223, 806	223, 667	194, 986	△ 28,681	△ 12.8

第7表 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位:千円・%)

ſ	ت ا	/\	平成28年度 平成	平成29年度	亚出20年度	対前年度比較		
	区	分	平成28平度	平成29平度	平成30平及	増減額	増減率	
		準元利償還金に 需要額算入額		3, 026, 041	3, 048, 680	22, 639	0.7	

(4) 将来負担比率について(一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率) 平成30年度の将来負担比率は、94.3%となっており、前年度と比べ6ポイント上昇 している。なお、早期健全化基準は、350.0%であり、これを下回っている。

算 定 式

将来負担額(46,806,079千円)-[充当可能基金額(6,407,816千円)+特定財源見込額(1,710,006千円)+地方債現在高等に係る基準財政需

将来負担比率 = 要額算入見込額(28,682,909千円)]

_×100%

標準財政規模(13,655,007千円) - (元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(3,048,680千円))

市町村における将来負担比率は、固定値で350.0%が早期健全化基準である。

第8表 将来負担額

(単位:千円・%)

				(十二、)	1 1 /0/
	会 計 名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	構成比
(1)	地 方 債 の 現 在 高	32, 165, 164	31, 737, 306	33, 082, 176	70. 7
(口)	債務負担行為に基づく支出予定額	47, 139	24, 438	22, 886	0.0
(ハ)	公営企業債等繰入見込額	10, 177, 506	9, 745, 423	9, 293, 402	19. 9
(二)	組合負担等見込額	310, 279	285, 067	269, 523	0.6
(ホ)	退職手当負担見込額	4, 257, 867	4, 314, 302	4, 137, 514	8.8
(~)	設立法人の負担額等負担見込額	757	2,071	578	0.0
(})	連結実質赤字額	0	0	0	0.0
(チ)	組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0.0
	合 計	46, 958, 712	46, 108, 607	46, 806, 079	100.0

第9表 充当可能基金額

(単位:千円・%)

		X					,	\hookrightarrow				平成28年度	平成29年度	亚战30年度	対前年度	比較
	<u>K</u>),						十八人〇十八人	十八八5千尺	十八30千尺	増減額	増減率			
Ę	才 政	調	整	基	金	ほ	か	2	8	基	金	7, 219, 535	6, 861, 446	6, 407, 816	△ 453, 630	△ 6.6

第10表 特定財源見込額

(単位:千円・%)

		区			\wedge			平成28年度	度 平成29年度	平成30年度	対前年度比較		
					分			十成20十度	十成29十段	平成30平及	増減額	増減率	
住	宅新築 資	金金	等貸	付具	助成事	業費	補助金	0	0	0	0	_	
住	宅 新	築	貸	付	金元	利	収入	2, 195	600	300	△ 300	△ 50.0	
公	営	住		宅	使	用	料	575, 895	507, 272	421, 304	△ 85, 968	△ 16.9	
都	都市			計 迪		画税		1, 088, 597	1, 388, 294	1, 288, 402	△ 99,892	△ 7.2	
	合			計				1, 666, 687	1, 896, 166	1, 710, 006	△ 186, 160	△ 9.8	

第11表 基準財政需要額算入見込額

(単位:千円・%)

										対前年度比較		
				分			平成28年度	平成29年度	平成30年度			
										増減額	増減率	
道	路	橋	り	ょ	う	費	487, 839	334, 484	223, 125	△ 111, 359	△ 33.3	
公			遠			費	1, 007	156	0	△ 156	皆減	
下		水		道		費	4, 248, 899	4, 183, 757	4, 065, 403	△ 118, 354	△ 2.8	
そ	0)	他	Ø	土	木	費	30	30	30	0	0.0	
小		学		校		費	42, 425	34, 959	29, 112	△ 5,847	△ 16.7	
中		学		校		費	25, 870	21, 956	18, 126	△ 3,830	△ 17.4	
保		健	衛	生	•	費	1, 540, 584	1, 415, 299	1, 302, 531	△ 112, 768	△ 8.0	
高	齢	者	保 健	福	祉	費	0	0	0	0	_	
清			掃			費	4, 773	0	0	0		
農		業	行	政		費	212, 047	139, 236	85, 919	△ 53, 317	△ 38.3	
林	野	水	産	行	政	費	99, 639	73, 458	49, 979	△ 23, 479	△ 32.0	
地		域	振	興	Ļ	費	54, 058	41, 885	215, 989	174, 104	415. 7	
公			債			費	21, 378, 027	21, 625, 184	22, 692, 695	1, 067, 511	4.9	
		合		計			28, 095, 198	27, 870, 404	28, 682, 909	812, 505	2.9	

平成30年度高梁市経営健全化審査意見

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条で定める資金不足比率及びその算定の基礎 となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成元年8月9日から平成元年8月26日まで

第3 審査の方法

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

また、審査にあたっては、算定数値の根拠となる積算資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

会 計 名		経営健全化		
云 川 泊	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準
水 道 事 業 特 別 会 計	_	_	_	
国民健康保険成羽病院事業会計	_	_	_	
簡易水道事業特別会計			_	20.0
下水道事業特別会計		_	_	
地域開発事業特別会計		_	_	

⁽注)資金不足額がない場合は「一」で記載している。

2 個別意見及び審査の概要

(1) 資金不足比率について

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示す 比率である。

対象となる会計は、公営企業会計のうち、法適用企業の水道事業特別会計、国民健康保険 成羽病院事業会計と、法非適用企業である簡易水道事業、下水道事業、地域開発事業の各特 別会計である。

資金不足比率		政令で定める資金の不足額	×100%
貝並小足比学	_	政令で定める事業の規模	× 100 %

各公営企業会計の状況は次のとおりである。

(単位:千円)

区分	平成2	9年度	平成3	30年度	
	資金の剰余額	事業の規模	資金の剰余額	事業の規模	
法 適 用 企 業					
水道事業特別会計	727, 501	257, 786	724, 217	249, 266	
国民健康保険成羽病院事業会計	1, 397, 294	1, 143, 353	1, 390, 222	1, 149, 827	
法 非 適 用 企 業					
簡易水道事業特別会計	0	377, 413	0	368, 347	
下水道事業特別会計	0	425, 744	0	405, 287	
地域開発事業特別会計	21, 400	21, 400	29, 498	29, 498	

⁽注) すべての公営企業において、資金不足額がないため剰余額を表している。

すべての公営企業(法適用、法非適用)において、資金不足額は生じていないため、資金 不足比率は算出されていない。しかし、法適用企業においては、繰越欠損金があり資金不足 比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

病院事業会計については、資金不足は発生していないものの繰越欠損金があるため、病院 改革プラン等に基づき経営健全化が図れるよう、運営していくことが必要である。

他の会計についても、当該比率に留意することはもちろんのこと、将来見通しなども踏ま えながら、引続き健全な財政運営に努められたい。